

## 平成26年度環境省政策評価手法検討部会の検討状況について

## 1. 平成26年度政策評価手法検討部会 開催概要

## (1) 部会メンバー

(部会長) 井村 秀文 委員 横浜市立大学特任教授  
大塚 直 委員 早稲田大学大学院法務研究科教授  
須藤 隆一 委員 東北大学大学院工学研究科客員教授

## (2) 開催日程

	日時	主な検討課題
第1回	平成27年 1月21日	政策評価書(事後評価)の記載事項の検証について(1回目)
第2回	2月 9日	政策評価書(事後評価)の記載事項の検証について(2回目)
第3回	2月24日	環境省政策評価基本計画について

## 2 平成26年度環境省政策評価手法検討部会の検討状況について

施策名	目標	指標	意見等	回答・対応方針
3.大気・水・ 土壌環境等 の保全	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策含む) (57頁)	PM2.5にかかる指標	健康被害の施策に関する指標は、健康被害を生じさせる水準かどうかで考えるべきであり、そのような指標が検討できないか。※PM2.5で健康被害が出ているとの証明がないので、合理的な説明を記載する必要がある。またPM2.5は、自然界でも100%達成しないので、他の海外都市との比較からみて悪くないというような水準や成分調査などによることが必要である。光化学オキシダントは健康被害との因果関係がわからない。	環境基本法第16条第1項に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、PM2.5に係る対策の指標として適切なものであると考える。
		EANET分析精度管理目標達成率	酸性雨についての直接の指標になっていないので、被害を示す指標にすべき。酸性雨が改善しているのかどうかを示すことが必要。	ご指摘を踏まえ、測定指標を「我が国の降水中pHの平均値」に変更する。
			目標が「被害の緩和」となっているが、被害があることが前提となっていて実態と合わない。	ご指摘を踏まえ、「酸性雨・黄砂等による被害の緩和」を「降水酸性度の減少」に変更する。
	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む) (63頁)		達成すべき目標に油流出事故があるが、指標と整合していないので、例えば事故が起こったとしても漁業被害がなかったなどの指標を検討してほしい。	<p>施策概要に記載のある「油及び有害液体物質による海洋汚染の防止」の国における具体的な施策の内容は、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画(平成18年12月8日閣議決定)」に基づいて、脆弱沿岸海域図を作成・公表するというものである。</p> <p>脆弱沿岸海域図とは、油の漂着後の残留により自然環境全般に多大な影響があると考えられる海岸等を図示したものであり、日本全国の海岸線を網羅的に評価しているものである。現在は、毎年、情報の更新を行っている状況であり、脆弱沿岸海域図について何か新たに定量的な指標を設定することは困難と考える。</p> <p>なお、実際の油等の汚染の防除措置や回収、処理等は、脆弱沿岸海域図を参考として、地方公共団体等が実施することとなっている。</p> <p>(参考)「脆弱沿岸海域図」の概要等  <a href="http://www.env.go.jp/water/esi/esi_title.html">http://www.env.go.jp/water/esi/esi_title.html</a></p>

## 2 平成26年度環境省政策評価手法検討部会の検討状況について

施策名	目標	指標	意見等	回答・対応方針
	目標3-4 土壤環境の保全 (67頁)	複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動調査	ダイオキシン類の挙動調査をしたというだけで目標値とならないので、何をしたら達成となるかを検討して指標化してほしい。	<p>当初、土壤汚染対策法の特定有害物質である11種類の揮発性有機化合物について順に調査を行い、データが得られた物質の種類数を調査の進捗率とする等の指標を想定していた。</p> <p>しかし、有識者の御意見も伺いながら調査を進めたところ、11種類を全て順に調査するのではなく、溶出リスクが高そうな複合汚染物質を対象を絞ってデータを得ることで整理が可能となった。</p> <p>このことから、「複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動調査」は、今後の評価指標から削除することとしたい。</p> <p>なお、ダイオキシン類による土壤汚染対策は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、都道府県知事が指定した対策地域において汚染除去の事業を行うものであることから、対策の進捗については、既に「測定指標」として掲げている「ダイオキシン類土壤汚染対策地域における対策完了率」が最も直接的な指標であり、十分適切に測定可能であると考えます。</p>
5.生物多様性の保全と自然との共生の推進	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組 (73頁)	「生物多様性」の認識状況	<p>毎年の数値が望ましいため、継続なモニタリング調査体制が可能か。</p> <p>国際的な取組に対する指標は考えられないか。例えば愛知目標の達成度など。</p>	<p>生物多様性の認識状況については、生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月閣議決定）において、内閣府世論調査を用いることとしており、「生物多様性の認識状況」が毎年調査項目となるよう、今後とも努めて参りたい。</p> <p>なお世論調査を補完するため、web調査を実施し、毎年の推移は把握している。</p> <p>愛知目標については、平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」において、その達成に向けたわが国の国別目標を定め、関係省庁を含め政府全体で取組を進めている。</p> <p>愛知目標の達成状況については、平成26年3月に生物多様性条約事務局に提出した「第5回国別報告書」のなかで目標毎に評価を行ったところ。継続的な評価の実施について、関係省庁とも調整を行いながら検討してまいりたい。</p>

## 2 平成26年度環境省政策評価手法検討部会の検討状況について

施策名	目標	指標	意見等	回答・対応方針
	目標5-2 自然環境の保全・再生 (76頁)	自然再生協議会の数	目標値が29というのは、そもそも該当数が少ないということか。	自然再生推進法は、地域の多様な主体により自発的な発意で進める(ボトムアップ型)自然再生事業を推進するための法律である。このため、自然再生協議会の設立も地域の自発的な発意によるものであるため、本目標にあっては、今までの設立状況を勘案して定めたものである。
		自然再生事業実施計画策定数	目標の数値はどのような数字か。目標が35件では少なすぎるのではないか。※面的な広がりが見受けられない。自治体数ではないのか。自治体に環境省は係わっていないのか。	今後ともより多くの自然再生協議会の設立及び自然再生事業実施計画の作成が進むよう、自治体に対して本法などの普及啓発に努めて、更なる自然再生の発展に努めてまいりたい。
		地域連携保全活動計画作成数	目標の数値はどのような数字か。※面的な広がりが見受けられない。自治体数ではないのか。自治体任せで、環境省は関わっていないのか。	地域連携保全活動は地域の発意によって作成されるものであることから、今までの作成状況及び、今後設置が期待される地域連携保全活動の拠点となる地域連携活動支援センターの数(生物多様性地域連携促進法および基本方針において、地方公共団体(とりわけ47都道府県)が設置するよう努めるものとある)を勘案し、設定したもの。
			地域連携保全活動計画は市町村が対象なので50という目標は少なすぎる。	今後ともより多くの地域連携保全活動計画の作成が進むよう、自治体に対して本法などの普及啓発に努めて、更なる地域連携の促進に努めてまいりたい。
	世界自然遺産の適正保全管理に関し、何か指標・目標が考えられないか。	世界遺産としての顕著で普遍的な価値を維持するためには順応的保全管理が必要であることから、例えば適切なエコツーリズムの推進や生態系保護等に関するモニタリングを実施するほか、科学的知見を得るための科学委員会及び地域関係者間で合意形成を図るための地域連絡会議を確実に開催する等の指標を設定して参りたい。具体的な指標については、現在検討しているところ。		

## 2 平成26年度環境省政策評価手法検討部会の検討状況について

施策名	目標	指標	意見等	回答・対応方針
	目標5-3 野生生物の保護管理 (79頁)	絶滅危惧種・・、希少野生動植物・・	レッドリストは増えていくことが望ましいというものではない。現状把握をしているという意味であれば検討が必要。	絶滅危惧種の現状を適切に把握するとともに、広く社会に啓発することは保全に有効であるため、レッドリストの改訂作業等を目標として設定していた。 なお、平成26年度から種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定数に目標を変更している。
			改訂作業とか、公表とか、目標が年度によって違えば比較できない	各年度ごとに必要な作業を適切に実施していくという観点から目標を設定していた。 なお、上記のとおり、平成26年度からは目標を変更したことにより、比較が可能となる。
		奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数	特定外来生物対策として、マングースだけでよいか。もっと全体を表す適切な指標がないか。	<p>特定外来生物の対策については、外来生物法に基づき作成している特定外来生物被害防止基本方針に基づき、優先度を踏まえた対策を実施している。</p> <p>外来種対策の全体的な進捗を示す数値として、例えば外来生物による被害総額の推移などが考えられるが、そのデータを容易に入手する手段がないため、本評価書において指標として用いることは困難である。</p> <p>奄美大島のマングースは、種の保存法に基づき指定される国内希少野生動植物種の複数種に甚大な被害を出していることから、現在環境省が実施している特定外来生物の防除事業において、多くの予算を投じて重点的にその対策を実施している。 これらの対策については、国際会議の場などでも毎回成果を報告するなど、我が国を代表する外来種対策となっているため、指標として適切と考えられる。</p>

## 2 平成26年度環境省政策評価手法検討部会の検討状況について

施策名	目標	指標	意見等	回答・対応方針
			輸入からの侵入を防止する指標はないか。	<p>輸入に伴う非意図的な侵入については、税関及び植物防疫所と協力のもと、未然に防ぐための体制をとっている。しかし、海外から持ち込まれる物資は、産業に関連するもののみではなく、一般旅行客等の荷物など、あらゆるケースが想定され、輸入に伴う非意図的な外来種の侵入の総量を把握することはできない。</p> <p>そのため、外来種の摘発件数や処分個体数等を指標とすることは適していないことから、目標値を設定することは困難であるが、環境省では、全国の主要港湾において、特に非意図的な侵入により定着が危惧されるアリ類を中心としたモニタリング調査を実施し、非意図的な外来種の侵入を防ぐ取組を実施している。</p> <p>当モニタリング等により、新たに定着が確認される侵略的外来種が「0」である状態を維持することについて、適切な指標の設定を検討する。</p>
	目標5-4 動物の愛護及び管理 (81頁)		犬猫殺処分率などではなく、動物の愛護につながるかわかる指標はないか。例えば動物の飼い主がみつかった数など？	<p>「動物の愛護及び管理に関する法律」第5条に基づく「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年環境省告示第140号)」において、適正飼養の推進等により引取り数の削減(数値目標)及びその殺処分率の減少、所有明示の実施率の向上(数値目標)を図ることとされており、毎年度、その達成状況を点検しているところである。</p> <p>このように、飼い主の動物に対する適正飼養及び終生飼養の促進は、結果として動物の引取り数に反映されることから、飼い主の動物の愛護に係わる指標として引取り数の削減を設定したものである。</p>
7.環境保健対策の推進	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防) (85頁)		<p>達成すべき目標では、「公健法による予防事業を推進」となっているので、公健法による予防事業の推進状況という指標で、その内訳を示したほうが良いと思うが可能か。</p> <p>達成すべき目標と指標との対比がわかるようにするとよい。</p>	<p>御意見については指標②において予防事業(ソフト3事業)の推進状況を示しているところであるが、現在の指標の記載では当該事業に係る指標であることが明確でないことから、次回からは記載を修正することにより明らかにしたい。「その内訳を示した方が良いが可能か。」という御意見をいただいたが、ソフト3事業の内訳を示すことは可能である。御指摘を踏まえて検討してまいりたい。</p>

## 2 平成26年度環境省政策評価手法検討部会の検討状況について

施策名	目標	指標	意見等	回答・対応方針
	目標7-2 水俣病対策 (87頁)	水俣市観光入込数	<p>指標④は水俣市にたくさん観光客が来ればいいというものか。地域活性化事業・再生事業を実施しているのであれば指標は妥当だが、再考してほしい。目標値は入れるべき。</p>	<p>水俣病特措法救済措置の方針(閣議決定)に基づき、「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を目指し、水俣病対策の一環として地域の活性化を行っており、この柱の1つとして公共交通機関を用いた低炭素型観光の推進に取り組んでいる。</p> <p>具体的には①地元のローカル鉄道である肥薩おれんじ鉄道に観光列車「おれんじ食堂」を導入すること、②おれんじ鉄道とタイアップした旅行商品の開発への支援を行ってきたところであり、これらの事業に係る測定指標としては観光入込数が適切である。</p> <p>なお、景気の動向等により年度ごとの入込数は増減することから、年度ごとの具体的な目標値は定めないものの、第5次水俣市総合計画(平成29年度まで)に基づき、平成29年度の観光入込数目標値を481,000人とする。</p>
			<p>漁獲高という指標も考えられる。海がきれいになったので、魚も食べられるようになったという、意識面の向上もわかりやすいのではないか。可能かどうか検討してほしい。</p>	<p>漁獲高はその年の天候等他の要因で左右されるため、指標として使用するの難しい。観光入込数の方が、施策の成果を反映するのにより適当である。</p>
8.環境・経済・社会の統合的向上	目標8-1 経済のグリーン化の推進 (93頁)	環境産業の市場規模	<p>どこまでが環境産業なのか。わかるようにしてほしい。</p>	<p>「環境産業」を、「環境産業(環境汚染防止、地球温暖化対策、廃棄物処理・資源有効利用、自然環境保護に資する産業)」とするなど分かり易く表記したい。</p>
			<p>環境産業市場規模、環境産業雇用規模の後、細かい環境のプロダクトの指標があってもよいのではないか。例えばエコプロジェクトの割合など</p>	<p>既にハイブリッド自動車など約200の分野の生産額等を算出しているが、分野数が多いため、政策評価の指標としては全体の市場規模(マクロ指標)を利用している。</p>

## 2 平成26年度環境省政策評価手法検討部会の検討状況について

施策名	目標	指標	意見等	回答・対応方針
		地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率	グリーン購入を少しでもやっていければいいという指標か？基準を示すことが必要。	地方公共団体におけるグリーン購入実施率とは、国の基準を参照しつつ、方針や計画、通知等の文書等の規定を作成し、組織としてグリーン購入に取り組んでいる割合を示している。一方、上場企業・非上場企業の実施率は「環境にやさしい企業行動調査」を根拠としており、当該調査においては、組織として実施している割合を示している。
			グリーン購入だけでなく、製造の視点での指標を検討すべき。	グリーン購入法に基づく特定調達物品及びその判断の基準等の見直しと追加については、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直すこととしており、グリーン購入の実施状況を指標とすることで、間接的ではあるが、製造の視点が含まれているものと考えている。
			目標値を上回っていても、指標が下がっているので「○」というのはおかしい。	上場企業・非上場企業の実施率については、平成21年度から比較すると平成23年度をボトムとして減少したが、平成24年度は実施率が上昇しているため、現時点では上昇傾向にあること、目標値を達成していることから評価を行うこととし、「○」と評価したい。
目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進 (96頁)			指標がどちらも温暖化関係となっている。環境管理計画やマスタープランなどの全体的な計画の策定率などを指標できるか検討してほしい。	地方公共団体の環境基本計画等は策定や内容に関して特段の誘導を行っておらず政策評価の指標としてなじまないと考えている。アンケート調査によれば策定している全体の約6割、都道府県、政令市については100%となっている(有効回収率約66.7%)。
			公害防止にかかる指標の追加ができないか検討してほしい。	公害防止計画については、事業進捗と環境基準の達成状況を毎年確認しているが、一部地域に限られるため、本評価になじまないと考えている。



### 3. 環境省政策評価基本計画に対する委員からの主な意見

環境省政策評価基本計画の各項目に対する意見等は以下のとおりです。

#### (1頁) 項目3：政策評価の実施に関する方針

P D C Aサイクルが重要である。

#### (2頁) 項目5：政策効果の把握に関する事項

データを適切に収集・分析することが求められるので、データ収集の仕組みやモニタリング体制が必要となる。

#### (3頁) 項目6：法第9条の規程に基づく事前評価の実施に関する事項

国土交通省の政策アセスメントは環境省でも参考になるかもしれない。政策になる前の漠然としたテーマを対象にアセスメントを行うとよいのではないか。温暖化問題や野生動物の規制などが考えられる。

#### (4頁) 項目9：政策評価の結果の政策への反映に関する事項

評価結果と予算とのリンクが強化されることで、より質の高い評価が担保されるであろう。